

鳥取県中山間地域のなりわい継業人材お試し滞在補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県中山間地域のなりわい継業人材お試し滞在補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中山間地域の後継者の無い事業の継業を実地に検討するための活動等を行う者に対し、当該活動等に係る交通費及び宿泊費の一部を補助し、地域のなりわい継業を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 中山間地域 次のア及びイに掲げる地域

ア 鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）に定める地域

イ アに掲げる地域に隣接し、かつ、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項各号に定める過疎地域の人口要件に該当する地域であって、市町村からの協議に基づき、県が登録している地域

(2) 継業 地域のなりわい（地域住民が運営し地域住民若しくは来訪者等を対象に商品・サービス等を提供する事業又はこれに類する事業であり、副業として営まれるものを含む。）について、事業主の親族又は従業員以外の移住者など第三者が、技術・技能の伝承を含め、事業内容を包括的に引き継ぐことをいい、事業の権利関係を引き継ぐことを主とする事業承継や農業という特定の産業に限定した第三者農業経営承継を除く。

(3) 継業活動 県内事業者（鳥取県内に店舗、事業所等を開設し、後継者を求めている事業者）からの継業を検討するために行う就業体験や地域の情報を収集する活動等

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、本補助金の交付の対象となる者（以下「補助金対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 補助金対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる事業者と関係している場合は、補助対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本要綱の施行日以降に、補助金対象者が継業活動（同一年度内において連続する14日以内に限る。）を行う地域との往復その他継業活動に要した交通費及び宿泊費のうち次の各号に掲げる経費とする。

(1) 鉄道賃

(2) 航空賃

(3) バス料金

(4) 船賃

(5) 車賃（1キロメートルにつき25円とする。）

(6) レンタカー借上料（ただし、燃料代を含まない。）

(7) 宿泊費（宿泊施設における宿泊に係るものに限り、実費による。）

2 補助対象経費は、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の経費により計算する。

- 3 第1項及び前項に定めるもののほか、補助対象経費（第1項第6号の経費を除く。）の額の算定は、証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則（昭和45年鳥取県規則第66号）の規定のうち証人、参考人その他これらに類する者に係る規定の例による。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以下とする。

- 2 宿泊費に係る補助金の交付は、同一年度内において13泊分を限度とし、1泊当たり4,100円を上限とする。
- 3 継業活動地との往復に要した交通費の交付は、同一年度内において原則として1往復分以内とする。ただし、宿泊費よりも1往復当たりの交通費が経済的であると認められる場合は、同一年度内において14往復分を限度として交付することができる。

（補助金の利用回数）

第7条 前条の場合において、補助金対象者が本補助金を利用できる回数は1回とする。

（交付申請の時期等）

第8条 本補助金の交付申請は、継業活動を始める日の14日前までに行うものとする。

- 2 交付規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第1号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第9条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として継業活動を始める日までに行うものとする。

- 2 前項の通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、知事は、交付申請の内容がこの要綱に定める要件に適合しない場合及び補助金対象者が交付規則第6条の2に該当する場合は、交付決定をしないものとする。

（交付決定に係る変更（中止・廃止）申請）

第10条 交付規則第12条の変更（中止・廃止）承認申請書は、交付規則様式第2号によるものとし、様式第1号を添付するものとする。

（承認を要しない変更）

第11条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業に係る本補助金の増額変更以外の変更とする。

（実績報告の時期等）

第12条 本補助金の実績報告は、継業活動が終了した日から起算して30日以内又は交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 継業活動実施証明書（別紙1）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの
- (3) 前各号の他、知事が必要と認める書類

（調整）

第13条 補助金対象者が国・県・その他団体等から補助金等を受けている又は受ける予定となっている場合は本補助金を交付しないものとする。継業の相手方等から補助対象経費に相当する金品の提供を受けている又は受ける予定となっている場合も、同様とする。

(補助金の返還)

第14条 交付規則第22条に定める場合のほか、知事は、補助金対象者が偽りその他不正な行為によって本補助金の交付を受けた場合には、本補助金の交付決定を取消し、支払った本補助金の返還を命ずるものとする。

(提出書類の部数等)

第15条 交付規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第16条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

令和2年1月8日から施行する。